

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第36期第1四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社フレンテ
【英訳名】	Frente Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池 孝
【本店の所在の場所】	東京都板橋区成増五丁目9番7号
【電話番号】	03-3979-2115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理管掌 藤原 潤也
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区成増五丁目9番7号
【電話番号】	03-3979-2115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理管掌 藤原 潤也
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期連結 累計期間	第36期 第1四半期連結 累計期間	第35期
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成22年7月1日 至平成23年6月30日
売上高(千円)	7,433,770	7,056,787	33,547,783
経常利益又は経常損失() (千円)	404,843	648,269	570,369
四半期純損失()又は当期純利益(千円)	202,575	383,203	321,505
四半期包括利益又は包括利益(千円)	195,239	396,569	337,024
純資産額(千円)	8,955,035	8,891,874	9,487,298
総資産額(千円)	17,431,721	15,880,913	17,668,000
1株当たり四半期純損失金額()又は1株当たり 当期純利益金額(円)	53.48	101.17	84.88
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	51.4	56.0	53.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第35期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

4. 第36期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載していません。

6. 第35期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におきまして、主力事業であるスナック部門では、引き続き既存ブランドの強化や高付加価値型の製品戦略を推進いたしました。広告宣伝・販売促進活動におきましても、新作テレビコマーシャルを投入するとともに、「コイケヤポテトチップス」発売50周年をテーマにした消費者キャンペーン等を積極的に展開いたしました。

しかしながら、震災後の消費マインドの冷え込みや猛暑による厳しい市場環境、更に低価格志向による販売価格の下落等を要因として売上が前年同期を下回る結果となりました。

利益面につきましては、売上の減少に加え、原料の馬鈴薯において高単価の府県産の使用期間が延びたことや食用油価格の高騰による材料費の上昇、主力工場である関東工場のリニューアルに係る減価償却費の増加等により前年同期を下回りました。

タブレット部門におきましては、乳酸菌LS1配合「クリッシュ」は通信販売強化により好調に推移いたしました。が、「ピンキー」の不振により売上・利益ともに前年同期をわずかに下回る結果となりました。

以上により、当社グループの業績は、売上高7,056百万円（前年同期比5.1%減）、営業損失653百万円（前年同期は営業損失419百万円）、経常損失648百万円（前年同期は経常損失404百万円）、四半期純損失383百万円（前年同期は四半期純損失202百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成22年8月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の改定につき決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

また、平成22年9月28日開催の第34回定時株主総会における第1号議案及び第2号議案により、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続的導入が決議されております。その内容は以下 B.のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、A. その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、B. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、C. 対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、D. 買収者の提示した条件よりも更に有利な条件を株主にもたらしたりするために対象会社による買収者との交渉を必要とするもの等、当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の経営にあたっては、当社グループの企業理念や企業価値の源泉に対する十分な理解が不可欠であると考えております。当社グループの企業価値の源泉は、A. ブランドを確立し、ロングセラー商品に育成する開発力・マーケティング力、B. 売上拡大施策を推進する営業力、C. 売上拡大と品質向上を支える生産体制と製造技術、D. 当社グループの企業理念を十分理解し、これを維持・発展・継承する従業員の存在にあると考えており、これら当社グループの企業価値の源泉に対する理解は、今後当社が更に発展するために必要不可欠であります。

当社株式の大量買付を行なう者が、当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、これら当社グループの企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保・向上させるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。当社は、このような当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

不適切な支配の防止のための取組み

A. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、以下に掲げる「核となる方針」を、グループ全社に浸透させるとともに、当該方針のもとに、中長期的な成長と収益性の向上を目指しております。

- ・スナック市場における更なる成長を実現するため、積極的に市場開拓（地方への拡大・チャンネルの拡大・主要アカウントの増大）を行ない、販売シェアの拡大を目指す。
- ・タブレット市場では、既存製品の売上水準を維持しつつ、独自の技術を活用した新製品を本格的に展開し、新たな成長を実現する。
- ・新規カテゴリー市場に本格的に参入するため、フレンテグループの既存能力（営業力・マーケティング力・製品開発力・業界での洞察力・ネットワーク等）を増強する。
- ・日本国内の人口減少を見据え、海外への販路拡大を進める。

当社グループは、上記方針のもと、具体的には、総売上高について引き続き前期並みの成長力を実現するため、当社独自の営業力を最大限に活かした施策を推進します。そして、収益性を更に向上させるべく、コスト競争力の強化を図ります。スナック事業においては、当社グループ独自の開発力・マーケティング力に裏付けられた、爆発的なヒットが期待される商品群を投入し、成長を牽引します。また、シェア拡大強化エリアにおいては、これまで蓄積された当社独自のノウハウに基づき、合理的かつ効果的に、テレビコマーシャルの大量投入、高頻度で効果的な販促活動の実施を行なうほか、マーケティング説明会や商談会等の売上拡大施策を推進します。そして、購買、生産、物流、広告宣伝・販促活動について、当社グループにおいてこれまで培われた各種の能力・ノウハウを結集し、グループ全社で連携した大改革を行ない、コスト競争力の強化を図ります。タブレット事業においては、「ピンキー」のブランド強化に努めるとともに、利益率の高い乳酸菌LS1配合「クリッシュ」の通信販売強化を推し進め、売上拡大及び定期顧客の増大を目指し、収益構造の改革を図ります。また、ヨーロッパで売上No.1のハーブキャンディ「リコラ スイスハーブキャンディ」の拡販を進めてまいります。海外事業においても、台湾におけるスナック・タブレット事業の持続的発展を目指し、様々な施策を展開してまいります。

当社グループは、このような取組みを地道に続けることにより、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることができると考えております。

また、当社グループは、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げております。当社においては、従来から独立性の高い社外監査役を選任してまいりました。そして、平成18年9月27日開催の第30回定時株主総会において、取締役の経営責任を明確にするため取締役の任期を1年とするほか、監査体制の充実・強化を目的として監査役会と会計監査人を設置いたしました（当社は会社法上の大会社ではないため、両機関の設置は義務付けられておりませ

んが、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため設置しております。)

B. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年9月28日開催の第34回定時株主総会において本プランの継続的導入について承認を得ております。

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付その他これに類似する行為又はその提案が行なわれる際に、買収者に事前に大量買付に関する情報の提供を求める等、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいはかかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること、そして株主の皆様のために交渉を行なうこと等を可能とし、これにより当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行なうことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、社外監査役等、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

上記 A. で述べた取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、上記 B. で述べたように、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得て導入されたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、更に、独立性の高い社外監査役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、本プランの有効期間が平成25年6月期に関する定時株主総会の終結の時まで定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は98百万円であり、なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,788,000	3,788,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	3,788,000	3,788,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		3,788,000		401,490		4,964,025

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,786,800	37,868	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	3,788,000	-	-
総株主の議決権	-	37,868	-

(注)「単元未満株式」には、自己株式81株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社フレンテ	東京都板橋区成増 五丁目9番7号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,582,146	805,903
受取手形及び売掛金	5,213,042	4,499,039
商品及び製品	520,145	418,260
仕掛品	1,886	2,527
原材料及び貯蔵品	400,144	579,410
その他	1,149,180	1,050,066
貸倒引当金	12	1,575
流動資産合計	8,866,533	7,353,632
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,497,189	2,447,900
機械装置及び運搬具(純額)	3,605,978	3,400,340
土地	1,551,566	1,551,566
その他(純額)	56,012	55,196
有形固定資産合計	7,710,747	7,455,004
無形固定資産		
その他	76,395	70,061
無形固定資産合計	76,395	70,061
投資その他の資産		
その他	1,014,557	1,002,448
貸倒引当金	233	233
投資その他の資産合計	1,014,323	1,002,214
固定資産合計	8,801,466	8,527,280
資産合計	17,668,000	15,880,913
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,321,394	2,577,144
未払金	3,021,058	2,459,000
未払法人税等	8,291	10,975
役員賞与引当金	11,113	3,450
賞与引当金	114,118	293,058
災害損失引当金	10,824	10,660
その他	371,515	304,845
流動負債合計	6,858,316	5,659,135
固定負債		
年金基金脱退損失引当金	52,979	50,860
退職給付引当金	968,409	973,175
役員退職慰労引当金	293,998	299,737
その他	6,998	6,130
固定負債合計	1,322,385	1,329,903
負債合計	8,180,701	6,989,039

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	401,490	401,490
資本剰余金	285,875	285,875
利益剰余金	8,820,954	8,238,895
自己株式	688	688
株主資本合計	9,507,631	8,925,572
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23,540	37,954
為替換算調整勘定	1,248	1,277
その他の包括利益累計額合計	24,789	39,231
少数株主持分	4,456	5,533
純資産合計	9,487,298	8,891,874
負債純資産合計	17,668,000	15,880,913

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	7,433,770	7,056,787
売上原価	4,632,946	4,638,066
売上総利益	2,800,824	2,418,721
販売費及び一般管理費	3,220,503	3,072,235
営業損失()	419,679	653,514
営業外収益		
固定資産売却益	9,431	-
還付加算金	-	2,703
年金基金脱退損失引当金戻入益	-	2,119
その他	8,498	1,681
営業外収益合計	17,930	6,503
営業外費用		
固定資産除却損	2,134	-
為替差損	720	1,111
その他	238	147
営業外費用合計	3,094	1,258
経常損失()	404,843	648,269
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,274	-
年金基金脱退損失引当金戻入益	4,238	-
特別利益合計	7,512	-
特別損失		
事業整理損失	11,753	-
特別損失合計	11,753	-
税金等調整前四半期純損失()	409,083	648,269
法人税、住民税及び事業税	4,044	10,651
法人税等調整額	212,609	276,821
法人税等合計	208,565	266,170
少数株主損益調整前四半期純損失()	200,517	382,099
少数株主利益	2,057	1,104
四半期純損失()	202,575	383,203

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	200,517	382,099
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,624	14,413
為替換算調整勘定	346	56
その他の包括利益合計	5,278	14,470
四半期包括利益	195,239	396,569
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	197,127	397,646
少数株主に係る四半期包括利益	1,888	1,077

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日至平成22年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日至平成23年9月30日)
減価償却費 246,233千円	減価償却費 293,105千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年8月12日 取締役会	普通株式	217,793	57.5	平成22年6月30日	平成22年9月13日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年8月12日 取締役会	普通株式	198,855	52.5	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)

当社グループは食品関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	53円48銭	101円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	202,575	383,203
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	202,575	383,203
普通株式の期中平均株式数(株)	3,787,719	3,787,719

(注)前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年8月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行なうことを決議いたしました。

- (1) 配当金の総額.....198,855千円
- (2) 1株当たりの金額.....52円50銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年9月12日

(注)平成23年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

株式会社 フレンテ
取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 佳史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 正裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。